

③ 審理員の役割

(I) 弁明書の提出について(29)

審理員は、審査庁から指名を受けたときは、処分庁等に相当の期間を定めて弁明書の提出を求めることができる。ここにいう弁明書とは、処分庁等が自己のした処分又は申請に対する不作為が理由があり正当であることを説明する文書である。

処分庁等は、弁明書に、以下の区分に応じ、該当事項を記載しなければならない。

弁明書の区分	記載事項
処分についての審査請求に対する弁明書	処分の内容及び理由
不作為についての審査請求に対する弁明書	不作為についての審査請求に対する弁明書 処分をしていない理由並びに予定される処分の時期、内容及び理由

なお、審理員は、処分庁等から弁明書の提出があったときは、これを審査請求人及び参加人に送付しなければならない。